

## 募集

募集  
建築・景観賞の候補

都市計画課・☎2167

✉tokei@city.ashikaga.lg.jp

良好な景観を創り出す建築物やまちなみ、まちづくり団体などを顕彰しています。

## 募集部門・対象

▽建築文化部門Ⅱ市内の建築物で、平成28年以降に完成した建築物、または長年にわたり適正に維持管理され良好な景観

の形成に貢献している建築物  
▽まちなみ景観部門Ⅱ①まちなみのワンポイントとなるモニ

ュメント、サイン、屋外広告物、樹木や季節の景観など

②建築物、工作物、公共施設など(広場、公園、道路、河川を含む)で周囲の景観と一体となって良好な景観を形成しているもの

▽まちづくり部門Ⅱ良好な景観の形成に寄与している団体

応募方法 5月14日(月)から6月29日(金)(消印有効)までに応募用紙に写真を添付して同課(本庁舎5階)へ持参、Eメールまた

は郵送(〒326-8601足利市役所都市計画課)

※自薦・他薦を問いません。

※応募用紙は同課、各公民館、市ホームページで入手できます。

審査・表彰 書類選考と現地調査

後、11月に結果発表と表彰を実施  
※入賞作品推薦者に記念品を贈呈。

募集  
市民文化賞の候補

文化課・☎2229

対象 科学や芸術、文化財保護などの分野で、本市の文化発展に貢献している方や団体

推薦方法 6月6日(水)までに推薦書と同課(教育庁舎1階)へ持参

※推薦書は5月1日(火)から同課または市ホームページで入手できます。

審査・表彰 選考委員会で審査  
選考を行い、11月3日(土)に表彰

募集  
生涯学習奨励賞の候補

生涯学習課・☎1311

対象 長期にわたり(10年以上)、市民の模範となるボランティアやスポーツ、学習活動などを実践している方や団体

推薦方法 5月1日(火)から31日(木)(必着)までに推薦書に活動が

地域の身近な相談相手

お気軽にご相談ください

民生委員  
児童委員 主任児童委員

社会福祉課・☎2132

行政機関や幅広い関係者との連携・協働のもと、身近な相談相手として、地域の福祉をサポートしています。

福祉サービスの利用支援

子育てサロン活動への参加

一人暮らし高齢者などの見守り



高齢者や障がい者、妊婦、子育てなどに関する相談、情報提供、行政機関への連絡などの活動を行っています。

民生委員・児童委員の日  
活動強化週間 5月12日(土)~18日(金)

わかる写真5枚程度を添付して同課(生涯学習センター内)へ持参または郵送(〒326-0052市内相生町1-1)  
※自薦・他薦を問いません。  
※推薦書は同課、各公民館、市ホームページで入手できます。  
審査・表彰 選考委員会で審査  
選考を行い、10月13日(土)の生涯学習振興大会で表彰

募集  
社会教育委員

生涯学習課・☎1312

FAX ☎1315

内容 本市の社会教育について、

教育委員会に助言などを行う

対象 ①市内に居住する満20歳以上75歳以下の方で②社会教育に幅広い見識を持っているか、家庭教育の向上に資する活動を行っている③平日昼間に開催する会議や各種研修会などに出席できる方

※会議は年2、3回程度。

定員 2人 任期 2年

申込 5月15日(火)(必着)までに応募用紙と作文『私が考える、これからの社会教育のあり方』(800字程度)を同課(生涯学習センター内)へ持参、ファクス、Eメールまたは郵送(〒326-)

0052市内相生町1-1)

※書類選考後、応募者に結果を通知します。

※応募用紙は同課または市ホームページで入手できます。

### 募集 市民企画セミナーの企画

男女共同参画センター

☎②8511

内容 男女共同参画に関心を持ち理解を深める講座の企画運営 ※政治、宗教、営利に関するものは除きます。

開催期間 10月～31年2月

開催場所 市民プラザ

対象 市内に在住か通勤・通学している方5人以上の団体

採用件数 選考のうえ原則1企画

※開催経費として10万円を限度に補助があります。

申込 6月30日(土)までに必要書類を持って市民プラザ(朝倉町)

※必要書類は市民プラザかホームページで入手できます。

### 募集 芸術文化ボランティア

文化課・☎②2229

①ボランティアしたい方

内容 市内で開催される文化事業で、会場案内や受付などを行

うボランティアスタッフ(登録制) 対象 高校生以上の個人、団体 または企業

②ボランティアに来て欲しい方 対象 市内で開催する芸術文化

事業のうち、ボランティアによる支援を希望する事業

※政治、宗教、営利に関するものは除きます。

申込 各申請書を同課(教育庁舎1階)へ持参か郵送(T326-8

601足利市役所文化課)※①は随時、②は実施の2カ月前まで。

※各申請書は同課または市ホームページで入手できます。

### 募集 河川愛護モニター

渡良瀬川河川事務所

☎③5557・FAX③5571

内容 日常生活の範囲内で知り得た河川の情報を連絡

任期 7月1日(日)から2年間 対象 渡良瀬川、桐生川、矢場

川近隣に住む20歳以上の方 ※手当の支給があります。

申込 5月18日(金)までに電話かファクスで同事務所

※応募要綱は同事務所、市道路河川保全課、同事務所ホームページで入手できます。

ともに築こう 豊かな消費社会

5月は**消費者月間**です

消費生活センターでは、毎月左のような広報活動をはじめ、下記の活動を行っています。



#### ■消費生活相談

契約や取り引きのトラブル、広告・表示、製品事故、多重債務など、消費生活に関する相談を行っています。

#### ■情報の提供

新しい消費者問題や製品事故の情報などを提供しています。

#### ■消費生活講座

悪質商法や特殊詐欺、金融や生活設計について、地域やグループ向けに無料で講師を派遣しています。

来て!見て!学ぼう!暮らしのこと

#### ミニパネル展

日時 5月20日(日) / 午前10時～午後4時

場所 アピタ・コムファースト1階  
コムコム広場

## 事例から学ぶ!消費者トラブル

CASE 18 火災保険で住宅修理ができる!?

住宅調査会社から「自然災害で自宅に壊れた箇所はないか」と電話があり、雪で雨樋が曲がったと話すと「火災保険で自己負担なく修理できる。保険の申請代行もする」と言われた。後日業者に申請代行と、関連会社での修理工事を契約した。後で契約書を見直すと、修理をしなくても保険金の40%を代行手数料として支払うことになっていた。



### クーリング・オフができます!

訪問販売による契約は、契約書の交付日から8日間はクーリング・オフが可能です。工事が必要な場合は、事前に複数業者から見積もりを取り比較検討しましょう。また、保険金の請求手続きは自分でできます。経年劣化による破損を災害が原因だと偽り保険金を請求することは不当請求になります。



迷ったら、消費生活センター・☎③1211  
すぐ電話! 平日午前9時～午後4時